



豊平交通安全情報

～令和7年度第4号～

令和7年6月10日

豊平警察署

交通第一課

自転車交通違反に注意!!

【自転車利用者の皆さんへ】

○ 信号無視は違反です！

道路交通法では自転車も車両に含まれ、車と同様に信号を守る義務があります。

○ 車道の左側通行が原則！

歩車道の区別のある道路では、車道を通行し、道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しましょう。

○ 歩道を通行する際は歩行者を保護！

周囲の交通状況に照らし、やむを得ず歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨害しないよう通行しましょう。

違反をくり返すと**「自転車運転者講習」**の対象に！

信号無視、通行禁止場所の通行、遮断踏切への立ち入りなど一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと受講が命じられます。
命令を受けてから期間内に受講しないと5万以下の罰金！



自転車の運転者にも**「交通反則通告制度」**が導入！

令和8年5月23日までに、自転車運転者にも**交通反則通告制度（青切符による取締りを行う反則金制度）**が導入されます。
「酒酔い運転」や「妨害運転」等の悪質な違反は、これまでどおり、赤切符を受け刑事手続きとなります。

携帯電話の使用等（保持）
反則金12,000円

